

ID: 34

担当部署: まちづくり振興課

<b>処分の概要</b>	指定の取消し等		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 第10条第1項		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第17号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第10条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わなかったとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、町長等はその賠償の責めを負わない。</p> <p>3 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日